

はつかいち市民図書館情報提供システム構築に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

はつかいち市民図書館では、更新時期を迎える図書館情報提供システムについて、市民に対して、より安全で快適、便利な図書館情報サービスを提供する現行サービスを維持することを前提として、新たに図書館サービスへの DX 機能を導入することにより市民サービスの向上を図り、質の高いサービス提供が可能な事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

はつかいち市民図書館情報提供システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「はつかいち市民図書館情報提供システム仕様書」のとおり。ただし、当該仕様書は、最低限の要件を定義したものであり、本市にとってよりよいシステムとなる提案を妨げるものではない。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 12 年 6 月 30 日まで

3 提案上限額

金 62,067,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※契約額や予定価格を示すものではないことに留意すること。

※提案上限額の範囲内で提案すること。

※見積関係書類は、別紙作成要領を確認の上、作成すること。

4 参加資格

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和 6・7 年度廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (3) 本契約の契約候補者決定の日前 6 か月以内に、手形又は小切手の不渡りがないこと。
手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から 2 年を経過していること。
- (4) 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者又は破産手続の開始決定がされている者でないこと。
- (7) 廿日市市暴力団排除条例（平成２４年条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団でなく、かつ代表者及び役員等が同条第２号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 法人であること。
- (9) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (10) 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他関係法令の規定による本市と同等の措置を講じることができること。
- (11) ISO／IEC 27001又はJISQ 27001、若しくはJISQ 15001又はプライバシーマークのいずれか又は複数の認証を取得していること。
- (12) 過去５年間に於いて他の地方公共団体での同種業務又は類似業務の実績があり、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。

５ スケジュール（予定）

	項目	日程
1	実施要領等の公表	令和７年１月１７日（金）
2	質問書の受付	令和７年１月１７日（金）～１月２３日（木）
3	質問書に対する回答	令和７年１月２７日（月）（予定）
4	参加申込書兼誓約書の受付	令和７年１月１７日（金）～１月２９日（水）
5	参加資格の可否通知	令和７年１月３０日（木）
6	企画提案書等の提出	令和７年１月３１日（金）～２月１７日（月）
7	提案の審査（プレゼンテーション）	令和７年２月２６日（水）
8	審査結果の通知・公表	令和７年２月２７日（木）
9	契約の締結	令和７年２月下旬から３月上旬

※ プレゼンテーションは、廿日市市役所にて実施予定、開催時間は別途連絡する。

６ 実施要領等の配布

- (1) 配布開始日
令和７年１月１７日（金）
- (2) 配布方法
本市ホームページに掲載する。
<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

7 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月17日（金）～1月23日（木）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールで提出すること。その際、電子メールの件名は「【事業者名】はつかいち市民図書館情報提供システム構築業務質問書」とすること。

※電話及び直接来館による質問には応じない。

※審査（評価）に関する質問は、一切受け付けない。

(3) 回答方法及び回答日

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和7年1月22日（水）（予定）までに本市ホームページに掲載する。

※原則、電話及び直接来館による質問には、応じない。

(4) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答しない。

8 参加申込書兼誓約書の受付

(1) 受付期間

令和7年1月17日（金）～1月29日（水）

(2) 提出方法

窓口へ持参又は郵送の方法で提出すること。

持参の場合は、はつかいち市民図書館開館日の午前10時から午後5時までに、郵送の場合は受付最終日までに必着とする。

(3) 提出書類

次の書類を全て提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式2）

イ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後3か月以内のもの、写しも可）

ウ 滞納のない旨の証明書（本社の直近年度の法人税、消費税及び地方消費税）

エ 滞納のない旨の証明書（市町村民税）

※ 本市に納税があれば本市のものを、本市に納税がない場合は本店又は主たる営業所所在地のもの

オ 業務実績書（様式3）

過去5年間における本市と同等規模（蔵書冊数）以上の図書館において同種業務又は類似業務の実績を記載すること。

カ ISO／IEC27001又はJISQ27001、若しくはJISQ15001又はプライバシーマークのいずれか又は複数の認証について、認証の証書の写し

キ 申込者の事業内容が分かるもの（パンフレット等も可）

(4) 参加資格の可否通知

令和7年1月30日（木）までに通知する。

(5) 参加資格の取消

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和7年1月31日（金）～2月17日（月）

(2) 提出方法

窓口へ持参又は郵送（書留）の方法で提出すること。

持参の場合は、はつかいち市民図書館開館日の午前10時から午後5時までに、
郵送の場合は書留郵便とし、受付最終日午後5時までに必着とする。

(3) 提出書類

参加者は、次の書類を紙媒体で提出すること。

ア 企画提案書提出届（様式4）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 業務実施体制（様式5）

エ 図書館システム基本機能仕様書兼回答書（別紙5）

オ 見積書（様式6-1）

カ 見積明細書（様式6-2）

キ 参考見積書（様式7）

(4) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書等の再提出は、上記（1）の受付期間内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、プロポーザル参加辞退届（様式8）を提出するものとする。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。

なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・場所

令和7年2月26日（水） 廿日市市役所内会議室

※ 会場及び事業者ごとの実施時間は、後日電子メールにて連絡する。

(2) 出席者

1者3名以内とする。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者35分程度（提案説明15分以内、質疑応答20分程度）で実施し、持込み機器類設置・撤収に係る時間は、プレゼンテーションの前後各々10分以内とする。デモンストレーションを除き、追加での提案資料や資料配付は認めない。
なお、プレゼンテーションは、非公開で実施する。

(4) 機材

プロジェクター及びスクリーンは、本市において用意する。

なお、プロジェクターに接続するパソコン等は、参加者において用意、設置すること。

また、プレゼンテーション会場におけるインターネット環境が必要であれば、参加者において用意すること。

11 提案の審査及び契約締結候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、本市に設置する「はつかいち市民図書館情報提供システム構築業務事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、見積金額及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査する。

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、審査を実施する。

イ 評価の基本項目及び配点は別紙「評価基準表」のとおりとする。

ウ 基本項目1～13は審査委員会の委員が各項目を5段階で評価し、項目ごとに委員評価の平均を評価点とする。

エ 価格評価は次の計算式により行い、小数点以下は切り捨てとする。

評価点＝（全提案者のうち最低見積価格／当該提案者の見積価格）×100

オ 「図書館システム基本機能仕様書兼回答書」（別紙5）について

a 企画提案書及びプレゼンテーションと併せて、「評価基準表」中、「7 図書館システムの基本的機能・特徴」の判断資料とする。

b 「評価基準表」中、「15 基本機能」の評価は次のとおりとする。

(a) 回答区分について、次のように点数化する。

◎＝4点、○＝3点、△＝2点、▲＝1点、×＝0点

(b) 仕様区分により、(a)で点数化したものに対し、次のように荷重計算を行う。

◇＝×0.4点、◆＝×0.4点、無印＝×0.2点

カ 最低評価点の設定

評価点の満点の60%を最低基準とし、最低評価点（600点）未満の場合は失格とする。

(2) 契約締結候補者の決定方法

ア 別紙「評価基準表」に基づき1,000点満点として採点し、評価点が最も高かった提案者を契約締結候補者とする。

イ 評価点が最も高い者が2人以上ある場合は、最も低い見積価格の提案者を契約締結候補者とし、この場合においても同数となった場合には、委員の多数決により同数の参加者の中から契約締結候補者を決定する。

(3) 審査結果の通知等

審査結果は、本市ホームページに掲載するとともに、全参加者に書面で通知する。

また、公表する内容は、契約締結候補者の名称、採点結果の合計点、選定理由及び提案額とする。

(4) その他

ア 審査の経過に関する問合せには応じない。

12 契約の締結

- (1) 審査委員会の審査の結果、審査委員会で優先交渉権者として決定した参加者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。
- (2) 協議が整わない場合にあっては、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び契約金額は、提案書の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

13 失格事項

本プロポーザルの参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 虚偽の申請を行い、提案資格を得た者
- (2) 企画提案書を受付期間中に提出しなかった者
- (3) 申込受付以降に参加資格がないことが判明した者

※ 参加資格がないことが判明した場合は、直ちに報告すること。

14 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円とする。
- (2) 企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 本プロポーザルの参加者、公正なプロポーザルの確保のために、次のような行為を行ってはならない。

- ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為
- イ 提案の内容又はその意思について他の参加者と事前に相談すること。
- ウ 選定終了前に他の参加者に提案内容を意図的に開示すること。
- (6) 参加者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、本プロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (7) 契約締結後においても、事業者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、本市は契約を解除することができる。
- (8) 業務の契約締結までの準備にかかる経費については、契約締結候補者の負担とする。
- (9) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が契約締結候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (10) 提出書類について情報公開請求があった場合は、廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 37 号）に基づき、公開する場合がある。

15 問合せ先

廿日市市教育部はつかいち市民図書館 図書係

所在地 〒738-0023 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

電話 (0829)20-0333

E-mail toshokan@city.hatsukaichi.lg.jp